2020年4月7日

日本公認会計士協会 会長 手塚 正彦

緊急事態宣言の発令に対する声明

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、本日、政府から緊急事態宣言が発令されました。我が国を含む多くの国で、人々の生命や安全に重大な危険が生じている現状において、更なる感染拡大を防止し、国民の生命を守るためには、個人、企業などのあらゆる主体が政府及び地方自治体の要請等に従い適切な行動を取る必要があります。当協会は、会員・準会員に対し、政府等の要請を遵守した行動をとるよう要請します。

現在、日本企業の決算が最も集中する3月期決算業務と監査業務が進行中です。当協会会員(公認会計士及び監査法人)からの情報を総合すると、多くの企業において決算業務に重大な遅延が生じている、あるいはその懸念が高まっていることが明らかになっています。また、会員はこれまで、リモートワークの推進をはじめとする可能な限りの工夫のもとに監査業務を継続してきましたが、こうした方法では対応が困難な業務も多く、監査業務の遂行にも重大な制約が生じています。そして、緊急事態宣言の発令を受けて、今後は、外出自粛等の感染拡大防止措置を従来にも増して徹底することとなり、企業の決算業務や監査業務に対する制約が更に甚大なものとなることが予想されます。

当協会は、こうした状況においても、資本市場という重要な社会基盤が有効に機能することを確保するために、信頼性の高い財務報告や監査業務の機能を維持することが不可欠と考えています。そのためには、企業の決算業務の完了と監査業務の遂行のために、それぞれ十分な時間を確保することによって、信頼のある財務書類が提出されるようにすることが求められます。したがって、当協会は、大きな制約に直面している企業決算の現場と監査の現場の状況に鑑み、諸外国における措置と同様に、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の提出等について、その期限を一律に延長することが可能となる対応及び会社法に基づく定時株主総会の開催時期(特に、計算関係書類の報告期限)についても、一律に延期することが可能となる対応が必要と考えます。

当協会は、前例のない危機対応下において、国民の生命の安全を最優先しつつ、資本市場の信頼を確保するために、関係当局及び関係団体と緊密に連携して適切に対処していく所存です。

以 上